

障害者(同)のための

# 手当制度

▼地域福祉課

☎23局3512

FAX 23局3545

## 田原市障害者手当

【対象】

田原市に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

【支給額】7・11・3月の25日(原則)

### ■身体障害者手帳

区分	支給額
1級	4,500円
2級	3,500円
3級	2,500円
4級	1,500円
5級	1,000円
6級	1,000円

### ■療育手帳

区分	支給額
A判定	4,500円
B判定	2,500円
C判定	1,000円

### ■精神障害者保健福祉手帳

区分	支給額
1級	4,500円
2級	2,500円
3級	1,000円

## 愛知県在宅重度障害者手当

【対象】 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～2級の該当者
- ・療育手帳A判定(IQ35以下)の該当者
- ・身体障害者手帳が3級で療育手帳がB判定(IQ50以下)の合併症者

※施設入所者・3か月以上継続して入院している方・65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
1種	15,500円
2種	6,750円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

## 障害児福祉手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方

・障害を支給理由とした年金を受けていない方

・施設に入所していない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
A種	21,380円
B種	15,630円
C種	14,480円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

## 特別障害者手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- ・施設に入所していない方
- ・継続して3か月以上の入院をしていない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)



## 特別児童扶養手当

【対象】

20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・11月の11日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
重度	51,100円
中度	34,030円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

区分	支給額
A種	33,470円
B種	27,670円
C種	26,620円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。